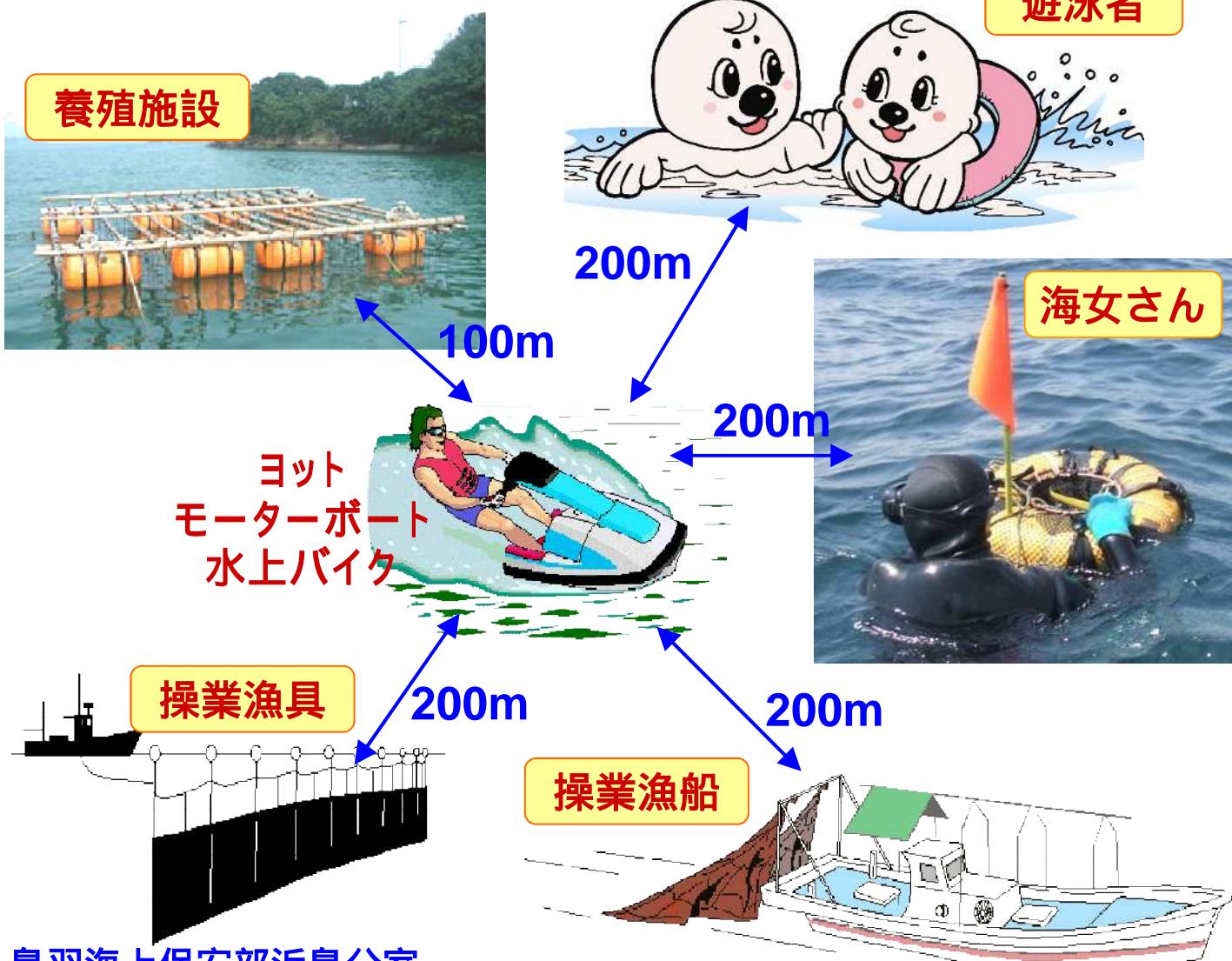


プレジャーボートのマナーアップ

「三重県モーターべーと及びヨット事故防止条例」をご存知ですか？

モーターべーと・ヨット・水上バイク等による、次のような行為は、禁止されています。

遊泳者・作業中の海女・操業中の漁船や漁具（定置されていないもの）から200メートル以内の区域での操縦
養殖施設（いかだ）・定置されている漁具（定置網など）
から100メートル以内の区域での操縦
酒酔い等による操縦



鳥羽海上保安部浜島分室

志摩市觀光商工課

・違反行為は、5万円以下の罰金に処せられます。

安全運航のチェックポイント

出航前点検を行なっていますか？

燃料欠乏、電圧不足による航行不能が多発

- ・燃料消費量の把握、電装機器の多用に注意

冷却水系統の異常によるエンジントラブルが多発

- ・ゴム製部品等の定期交換の励行

無謀な運航による海難が多発

- ・気象状況の把握、水路調査の実施

航行中は、しっかり見張り！

見張り不十分による海難が多発しています！

- ・広く見る・遠くまで見る・後方も見る
- ・相対する船の方向を確認
- ・継続して監視する
- ・錨泊中も見張りは必要



大切な命！自分で守る

自己救命策3つの基本

- ・ライフジャケットの常時着用

- ・通信手段の確保

あ（携帯電話は、防水パックに）

- ・海のもしもは「118番」！



鳥羽海上保安部浜島分室

志摩市觀光商工課